

○瑞浪市議会政務活動費の交付に関する規則

(平成13年3月29日)
規則第7号

改正 平成19年3月7日規則第6号 平成24年12月21日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年瑞浪市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じた場合は市長に対し、議長を經由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に、議長を經由して政務活動費交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 年度の途中に所属議員の異動等により交付額の変更が生じた場合は、議長を經由して当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条第1項に規定する収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保存)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに、関係書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月7日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に従前の規則の規定に基づいてなされた処分又は手続きは、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則

本規則の施行日は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日とする。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

瑞浪市長 様
（瑞浪市議会議長経由）

会 派 名
代 表 者

印

政務活動費交付申請書

瑞浪市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派結成年月日
- 2 経理責任者
- 3 所属議員数 人（ 月 日現在 ）
- 4 交付申請額 円（ 年 月～ 年 月分 ）

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

瑞浪市長 様
（瑞浪市議会議長経由）

会 派 名
代 表 者 印

政務活動費交付変更申請書

瑞浪市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 名			
会 派 代 表 者			
経 理 責 任 者			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額			

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

会派名

代表者 様

（瑞浪市議会議長経由）

瑞浪市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のありました政務活動費の交付について下記のとおり決定しましたので、瑞浪市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額

年 額 _____ 円

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

会派名
代表者 様
（瑞浪市議会議長経由）

瑞浪市長

印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日変更申請のありました政務活動費の交付について下記のとおり決定しましたので、瑞浪市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額

変更後金額 _____ 円

変更前金額 _____ 円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

瑞浪市長 様
（瑞浪市議会議長経由）

会派名
代表者 印

政務活動費交付請求書

瑞浪市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 _____ 円

ただし、 年 月～ 年 月分

2 所属議員数 _____ 人

3 振込先
金融機関名 _____

口座番号 _____

口座名義 _____
（会派名義）